

議案第207号

福岡市立小呂保育所条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 9月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、子ども・子育て支援法の施行に鑑み、福岡市立小呂保育所を特例地域型保育給付の対象とするとともに、小呂保育所を利用している第3子以降の児童に係る利用者負担額について所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市立小呂保育所条例等の一部を改正する条例

(福岡市立小呂保育所条例の一部改正)

第1条 福岡市立小呂保育所条例(平成2年福岡市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分及び同条第1号を次のように改める。

小呂保育所は、次に掲げる者を入所させて保育する。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童

第5条を次のように改める。

(使用料)

第5条 第2条第1号の規定により入所した者の保護者からは、子ども・子育て支援法第30条第2項第4号の特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額)の使用料を徴収する。

2 第2条第2号の規定により入所した者の保護者からは、前項に定める使用料の額を勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。

3 使用料の納期限は、規則で定める。

第6条の見出し中「保育料等」を「使用料」に改め、同条中「小呂保育所に入所した者の保護者が保育料等を負担することができないと認めるときその他」を削り、「これ」を「使用料（前条第1項に規定するものを除く。）」に改める。

（福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例の一部改正）

第2条 福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例（平成17年福岡市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項を次のように改める。

- 4 市長は、小呂保育所を利用している支給認定子どもである第3子以降の児童（福岡市立小呂保育所条例第2条第1号の規定に該当するものに限る。）に係る利用者負担額（子ども・子育て支援法第30条第2項第4号の規定による政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して本市が定める額をいう。）については、規則で定めるところにより、零とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に第1条による改正前の福岡市立小呂保育所条例の規定により徴収事由の生じた保育料等の徴収については、同条例第5条の規定は、同日以後においても、なおその効力を有する。